

仲 裁 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長 様

申 請 者 A産業労働組合

代表者職氏名 執行委員長 甲野太郎

下記のとおり仲裁を申請します。

記

関 係 当 事 者				
組 合	名 称	A産業労働組合		
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	代表者職氏名	執行委員長 甲野太郎		
	組 合 員 数	男 25人、女 13人 計38人		
	結 成 年 月	昭和41年4月	直接上部団体	〇〇〇〇
	組 合 系 統	連合・全労連・その他	なし	協約の有無 有・無
使 用 者	名 称	A産業株式会社		
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	代表者職氏名	代表取締役社長 乙野次郎		
	従 業 員 数	男30人、女18人 計48人		
	事 業 の 種 類	〇〇業		
	資 本 金	1,500万円	設立年月	昭和35年4月
関係事業所の名称及び所在地		なし		
地労委によるあっせん・調停例の有無		有(回) ・ 無		
公 益 ・ 非 公 益 の 別		公益 ・ 非公益		

1 仲裁事項

(1) 賃金差別

(2) 団体交渉拒否、不誠実団交

2 申請に至るまでの交渉経過

〇〇月〇〇日 山口地裁に賃金差別是正を求めて提訴（組合役員5名）

〇〇月〇〇日 賃金差別の是正を求めて、団体交渉の申入れ

〇〇月〇〇日

～〇〇月〇〇日 6回の団体交渉を行ったが、使用者側の不誠実な対応で、具体的な内容の交渉は進展しない。

〇〇月〇〇日以降は、団交拒否の状態にある。

3 労使の主張の要旨

(組合)

(1) 組合員を狙った賃金差別を一方的に行い、組合の再三にわたる是正要求にもかかわらず、使用者側は耳を傾けようとしない。そのため、組合員が安心して働ける職場環境が損なわれている。

(2) 使用者側は、労働組合の存在を認めず、団体交渉の申入れに対しても誠実に対応しようとしない。

(使用者)

(1) 賃金差別問題は、現在、裁判で争っているところであり、労働委員会の調停になじまない。

(2) 団体交渉の場では、組合役員が経営者に対し、罵詈雑言を吐くなど誹謗・中傷を繰り返し、正常な団体交渉ができる状況にない。

4 争議行為を伴っている場合はその概況

なし

5 労働協約の定めに基づく当事者の一方からの申請である場合は、その関係条文

〇〇協定書第〇条第〇項

6 当事者の合意により仲裁委員を選定した場合は、その氏名